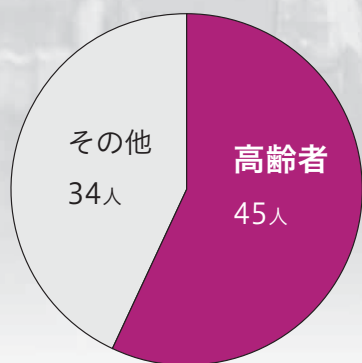


茨城県内の交通死亡事故が増えています！



9月12日現在、県内の交通事故死者数79人のうち、約6割に当たる45人が65歳以上の高齢者です。

日没が早まるこの季節、特に気を付けましょう！

交通事故の当事者とならないために

歩行者の方へ

- 夕方以降外出するときは、明るい色の服や反射材を身につけましょう。
- 道路を横断するときは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。
- 近くに横断歩道があるときは、少し遠回りでも横断歩道を利用しましょう。
- 自宅前でも、気をゆるめず慎重に行動しましょう。

運転者の方へ

- 事故が多発する夕方や夜間運転時は、早めのライト点灯で交通事故を未然に防止しましょう。
- 夜間運転中、対向車や先行車がない場合は、ライトを上向きに切り替えましょう。
- 歩行者の側を通るときは、不意の動作などに備え、安全な間隔を取るか徐行するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

付加保険料で気軽に年金額アップ！

通常の保険料(月々16,340円)に加えて付加保険料を納めると、将来受給する老齢基礎年金に上乘せがあります。申し込み月分からの加入となりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

申し込みできる方

- 国民年金第一号被保険者
(自営業、農業、アルバイトなどの方)
- 65歳未満で国民年金に任意加入中の方

納める付加保険料額

月額400円

付加年金額の計算式

200円×付加保険料納付月数

【10年間付加保険料を納付した場合】

- 納めた付加保険料の総額
400円×10年(120か月) = 48,000円
- 1年間に受け取れる付加年金額
200円×10年(120か月) = 24,000円(年額)

年金を2年間受給すれば、受け取れる付加年金額と支払った付加保険料が同額になり大変お得です！
※保険料の免除・猶予を受けながら付加保険料を申し込むことはできません。また、国民年金基金の加入員はお申し込みできません。

11月30日は「年金の日」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用すると、いつでも自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページまたは④健康保険課へお問い合わせください。

◆問い合わせ = ④健康保険課(内線1230)

⑥暮らしの窓口センター(内線8015)

下館年金事務所Tel.0296-25-0829